

改 正 案	現 行
（交付金） 第三十五条 国は、第二十三条第二項の規定により同条第一項の発生予察事業に協力するのに要する経費及び病虫害防除所の運営に要する経費の財源に充てゐるため、都道府県に対し、交付金を交付する。 2 （略）	（交付金） 第三十五条 国は、次に掲げる経費の財源に充てゐるため、都道府県に対し、交付金を交付する。 一 病虫害防除所の職員、第三十三条第一項の病虫害防除員その他発生予察事業に従事する都道府県の職員に要する経費 二 前号に掲げるもののほか、第二十三条第二項の規定により同条第一項の発生予察事業に協力するのに要する経費及び病虫害防除所の運営に要する経費 2 （略）